

農業制度資金金利一覧表(R6.4.18改定)

資 金 名			基準金利	県利子補給率	国事業による利子助成	貸付利率
農業近代化資金	農業を営む者		2.35%	1.25%	—	1.10%
	認定農業者等の特例の適用を受ける利率	償還期限 8年以下	2.35%	1.25%	0.55%	0.55%
		8年超10年以下	2.35%	1.25%	0.45%	0.65%
		10年超11年以下	2.35%	1.25%	0.35%	0.75%
		11年超13年以下	2.35%	1.25%	0.25%	0.85%
		13年超15年以下	2.35%	1.25%	0.15%	0.95%
	共同利用施設・団体	農協融資	2.35%	1.25%	—	1.10%
		農林中金、銀行融資	1.60%	0.50%	—	1.10%
国事業による利子助成は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（以下「利子助成金等交付事業実施要綱」という。）に定めるところにより、公益財団法人農林水産長期金融協会（以下「長期協会」という。）から認定農業者等に対して、毎年度国の予算の範囲内で助成されることを示す。（令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間に県の利子補給承認が行われた本資金）。						

資 金 名		一 貸 付 利 率	※市町村が利子補給を行う場合			
原 資 金 名			利子補給率計			貸付利率
新規就農者等農地取得資金	農業近代化資金	1.10%	0.55%	県	市町村	0.55%
				0.275%	0.275%	
	農業近代化資金の利率改定に連動して改定する。 県の利子補給率は、市町村が利子補給する場合の上限を示す。なお、市町村により利子補給率は異なる。					

資 金 名			貸付金利	金利負担軽減措置適用の場合※			
				国事業による利子助成	利子助成率		
					県	市町村	計
(株)日本政策金融公庫資金	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	償還期限 8年以下	0.55%	0.55%	－	－	－
		8年超10年以下	0.65%	0.65%	－	－	－
		10年超11年以下	0.75%	0.75%	－	－	－
		11年超13年以下	0.85%	0.85%	－	－	－
		13年超15年以下	0.95%	0.95%	－	－	－
		15年超17年以下	1.05%	1.05%	－	－	－
		17年超25年以下	1.10%	1.10%	－	－	－
	国事業による利子助成は、利子助成金等交付事業実施要綱に定めるところにより、目標地図に位置付けられた者、実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者に対し、長期協会から 貸付当初5年間に限り、金利負担を軽減する措置が適用 されることを示す。(令和6年4月1日から令和7年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。						
	農業改良資金		無利子	(株)日本政策金融公庫HP参照			
	経営体育成強化資金						
	農林漁業セーフティネット資金						
農業基盤整備資金							
振興山村・過疎地域経営改善資金							
農林漁業施設資金(主務大臣施設資金)							
農林漁業施設資金(災害復旧施設)							
畜産経営環境調和推進資金							
中山間地域活性化資金							
農業経営改善促進資金			1.50%				

農業制度資金金利一覧表(R6.5.20改定)

資 金 名			基準金利	県利子補給率	国事業による利子助成	貸付利率
農業近代化資金	農業を営む者		2.45%	1.25%	—	1.20%
	認定農業者等の特例の適用を受ける利率	償還期限 5年以下	2.45%	1.25%	0.60%	0.60%
		5年超7年以下	2.45%	1.25%	0.55%	0.65%
		7年超9年以下	2.45%	1.25%	0.45%	0.75%
		9年超11年以下	2.45%	1.25%	0.35%	0.85%
		11年超13年以下	2.45%	1.25%	0.25%	0.95%
		13年超15年以下	2.45%	1.25%	0.15%	1.05%
	共同利用施設・団体	農協融資	2.45%	1.25%	—	1.20%
		農林中金、銀行融資	1.70%	0.50%	—	1.20%
	国事業による利子助成は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(以下「利子助成金等交付事業実施要綱」という。))に定めるところにより、公益財団法人農林水産長期金融協会(以下「長期協会」という。))から認定農業者等に対して、毎年度国の予算の範囲内で助成されることを示す。(令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間に県の利子補給承認が行われた本資金)。					

資 金 名		一 貸 付 利 率	※市町村が利子補給を行う場合			
原 資 金 名			利子補給率計			貸付利率
新規就農者等農地取得資金	農業近代化資金	1.20%	0.55%	県	市町村	0.65%
				0.275%	0.275%	
	農業近代化資金の利率改定に連動して改定する。 県の利子補給率は、市町村が利子補給する場合の上限を示す。なお、市町村により利子補給率は異なる。					

資 金 名			貸付金利	金利負担軽減措置適用の場合※			
				国事業による利子助成	利子助成率		
					県	市町村	計
(株)日本政策金融公庫資金	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	償還期限 5年以下	0.60%	0.60%	－	－	－
		5年超7年以下	0.65%	0.65%	－	－	－
		7年超9年以下	0.75%	0.75%	－	－	－
		9年超11年以下	0.85%	0.85%	－	－	－
		11年超13年以下	0.95%	0.95%	－	－	－
		13年超15年以下	1.05%	1.05%	－	－	－
		15年超16年以下	1.15%	1.15%	－	－	－
		16年超25年以下	1.20%	1.20%	－	－	－
	国事業による利子助成は、利子助成金等交付事業実施要綱に定めるところにより、目標地図に位置付けられた者、実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者に対し、長期協会から 貸付当初5年間に限り、金利負担を軽減する措置が適用 されることを示す。(令和6年4月1日から令和7年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。						
	農業改良資金		無利子		(株)日本政策金融公庫HP参照		
	経営体育成強化資金						
農林漁業セーフティネット資金							
農業基盤整備資金							
振興山村・過疎地域経営改善資金							
農林漁業施設資金(主務大臣施設資金)							
農林漁業施設資金(災害復旧施設)							
畜産経営環境調和推進資金							
中山間地域活性化資金							
農業経営改善促進資金			1.50%				

農業制度資金金利一覧表(R6.6.19改定)

資 金 名			基準金利	県利子補給率	国事業による利子助成	貸付利率
農業近代化資金	農業を営む者		2.65%	1.25%	—	1.40%
	認定農業者等の特例の適用を受ける利率	償還期限 5年以下	2.65%	1.25%	0.75%	0.65%
		5年超 7年以下	2.65%	1.25%	0.65%	0.75%
		7年超 9年以下	2.65%	1.25%	0.55%	0.85%
		9年超 11年以下	2.65%	1.25%	0.45%	0.95%
		11年超 12年以下	2.65%	1.25%	0.35%	1.05%
		12年超 14年以下	2.65%	1.25%	0.25%	1.15%
		14年超 15年以下	2.65%	1.25%	0.15%	1.25%
	共同利用施設・団体	農協融資	2.65%	1.25%	—	1.40%
		農林中金、銀行融資	1.80%	0.40%	—	1.40%
国事業による利子助成は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（以下「利子助成金等交付事業実施要綱」という。）に定めるところにより、公益財団法人農林水産長期金融協会（以下「長期協会」という。）から認定農業者等に対して、毎年度国の予算の範囲内で助成されることを示す。（令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間に県の利子補給承認が行われた本資金）。						

資 金 名		一 貸 付 利 率	※市町村が利子補給を行う場合			
原 資 金 名			利子補給率計			貸付利率
新規就農者等農地取得資金	農業近代化資金	1.40%	0.55%	県	市町村	0.85%
				0.275%	0.275%	
	農業近代化資金の利率改定に連動して改定する。 県の利子補給率は、市町村が利子補給する場合の上限を示す。なお、市町村により利子補給率は異なる。					

資 金 名			貸付金利	金利負担軽減措置適用の場合※			
				国事業による利子助成	利子助成率		
					県	市町村	計
(株)日本政策金融公庫資金	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	償還期限 5年以下	0.65%	0.65%	－	－	－
		5年超 7年以下	0.75%	0.75%	－	－	－
		7年超 9年以下	0.85%	0.85%	－	－	－
		9年超11年以下	0.95%	0.95%	－	－	－
		11年超12年以下	1.05%	1.05%	－	－	－
		12年超14年以下	1.10%	1.10%	－	－	－
		14年超16年以下	0.00%	0.00%	－	－	－
		16年超17年以下	1.35%	1.35%	－	－	－
		17年超25年以下	1.40%	1.40%	－	－	－
	国事業による利子助成は、利子助成金等交付事業実施要綱に定めるところにより、目標地図に位置付けられた者、実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者に対し、長期協会から貸付当初5年間に限り、金利負担を軽減する措置が適用されることを示す。(令和6年4月1日から令和7年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。						
農業改良資金		無利子	(株)日本政策金融公庫HP参照				
経営体育成強化資金							
農林漁業セーフティネット資金							
農業基盤整備資金							
振興山村・過疎地域経営改善資金							
農林漁業施設資金(主務大臣施設資金)							
農林漁業施設資金(災害復旧施設)							
畜産経営環境調和推進資金							
中山間地域活性化資金							
農業経営改善促進資金			1.50%				

農業制度資金金利一覧表(R6.7.19改定)

資 金 名			基準金利	県利子補給率	国事業による利子助成	貸付利率
農業近代化資金	農業を営む者		2.65%	1.25%	—	1.40%
	認定農業者等の特例の適用を受ける利率	償還期限 6年以下	2.65%	1.25%	0.70%	0.70%
		6年超 8年以下	2.65%	1.25%	0.65%	0.75%
		8年超10年以下	2.65%	1.25%	0.55%	0.85%
		10年超11年以下	2.65%	1.25%	0.45%	0.95%
		11年超13年以下	2.65%	1.25%	0.35%	1.05%
		13年超14年以下	2.65%	1.25%	0.25%	1.15%
		14年超15年以下	2.65%	1.25%	0.15%	1.25%
	共同利用施設・団体	農協融資	2.65%	1.25%	—	1.40%
		農林中金、銀行融資	1.80%	0.40%	—	1.40%
国事業による利子助成は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(以下「利子助成金等交付事業実施要綱」という。))に定めるところにより、公益財団法人農林水産長期金融協会(以下「長期協会」という。))から認定農業者等に対して、毎年度国の予算の範囲内で助成されることを示す。(令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間に県の利子補給承認が行われた本資金)。						

資 金 名	一 般 貸 付 利 率	※市町村が利子補給を行う場合				
		利子補給率計			貸付利率	
新規就農者等農地取得資金	原 資 金 名			県	市町村	0.85%
	農業近代化資金	1.40%	0.55%	0.275%	0.275%	
	農業近代化資金の利率改定に連動して改定する。 県の利子補給率は、市町村が利子補給する場合の上限を示す。なお、市町村により利子補給率は異なる。					

資 金 名			貸付 金利	金利負担軽減措置適用の場合※			
				国事業による 利子助成	利子助成率		
					県	市町村	計
(株)日本 政策金融 公庫資金	農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	償還期限 6年以下	0.70%	0.70%	－	－	－
		6年超 8年以下	0.75%	0.75%	－	－	－
		8年超10年以下	0.85%	0.85%	－	－	－
		10年超11年以下	0.95%	0.95%	－	－	－
		11年超13年以下	1.05%	1.05%	－	－	－
		13年超14年以下	1.10%	1.10%	－	－	－
		14年超16年以下	0.00%	0.00%	－	－	－
		16年超18年以下	1.35%	1.35%	－	－	－
		18年超25年以下	1.40%	1.40%	－	－	－
	国事業による利子助成は、利子助成金等交付事業実施要綱に定めるところにより、目標地図に位置付けられた者、実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者に対し、長期協会から 貸付当初5年間に限り、金利負担を軽減する措置が適用 されることを示す。（令和6年4月1日から令和7年3月31日までに貸付決定が行われた本資金）。						
	農業改良資金		無利子	(株)日本 政策金融 公庫HP 参照			
経営体育成強化資金							
農林漁業セーフティネット資金							
農業基盤整備資金							
振興山村・過疎地域経営改善資金							
農林漁業施設資金（主務大臣施設資金）							
農林漁業施設資金（災害復旧施設）							
畜産経営環境調和推進資金							
中山間地域活性化資金							
農業経営改善促進資金			1.50%				

農業制度資金金利一覧表(R6.8.20改定)

資 金 名			基準金利	県利子補給率	国事業による利子助成	貸付利率
農業近代化資金	農業を営む者		2.65%	1.25%	—	1.40%
	認定農業者等の特例の適用を受ける利率	償還期限 5年以下	2.65%	1.25%	0.70%	0.70%
		5年超 7年以下	2.65%	1.25%	0.65%	0.75%
		7年超 8年以下	2.65%	1.25%	0.55%	0.85%
		8年超10年以下	2.65%	1.25%	0.45%	0.95%
		10年超12年以下	2.65%	1.25%	0.35%	1.05%
		12年超13年以下	2.65%	1.25%	0.25%	1.15%
		13年超15年以下	2.65%	1.25%	0.15%	1.25%
	共同利用施設・団体	農協融資	2.65%	1.25%	—	1.40%
		農林中金、銀行融資	1.80%	0.40%	—	1.40%
国事業による利子助成は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(以下「利子助成金等交付事業実施要綱」という。))に定めるところにより、公益財団法人農林水産長期金融協会(以下「長期協会」という。))から認定農業者等に対して、毎年度国の予算の範囲内で助成されることを示す。(令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間に県の利子補給承認が行われた本資金)。						

資 金 名	一 般 貸 付 利 率	※市町村が利子補給を行う場合			
		利子補給率計			貸付利率
原 資 金 名					
新規就農者等農地取得資金	農業近代化資金	1.40%	0.55%	県	市町村
				0.275%	0.275%
	農業近代化資金の利率改定に連動して改定する。 県の利子補給率は、市町村が利子補給する場合の上限を示す。なお、市町村により利子補給率は異なる。				

資 金 名			貸付金利	金利負担軽減措置適用の場合※			
				国事業による利子助成	利子助成率		
					県	市町村	計
(株)日本政策金融公庫資金	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	償還期限 5年以下	0.70%	0.70%	－	－	－
		5年超 7年以下	0.75%	0.75%	－	－	－
		7年超 8年以下	0.85%	0.85%	－	－	－
		8年超10年以下	0.95%	0.95%	－	－	－
		10年超12年以下	1.05%	1.05%	－	－	－
		12年超13年以下	1.10%	1.10%	－	－	－
		13年超15年以下	0.00%	0.00%	－	－	－
		15年超16年以下	1.35%	1.35%	－	－	－
		16年超25年以下	1.40%	1.40%	－	－	－
	国事業による利子助成は、利子助成金等交付事業実施要綱に定めるところにより、目標地図に位置付けられた者、実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者に対し、長期協会から貸付当初5年間に限り、金利負担を軽減する措置が適用されることを示す。(令和6年4月1日から令和7年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。						
	農業改良資金		無利子	(株)日本政策金融公庫HP参照			
経営体育成強化資金							
農林漁業セーフティネット資金							
農業基盤整備資金							
振興山村・過疎地域経営改善資金							
農林漁業施設資金(主務大臣施設資金)							
農林漁業施設資金(災害復旧施設)							
畜産経営環境調和推進資金							
中山間地域活性化資金							
農業経営改善促進資金			1.50%				

農業制度資金金利一覧表(R6.9.19改定)

資 金 名			基準金利	県利子補給率	国事業による利子助成	貸付利率
農業近代化資金	農業を営む者		2.55%	1.25%	—	1.30%
	認定農業者等の特例の適用を受ける利率	償還期限 7年以下	2.55%	1.25%	0.65%	0.65%
		7年超 9年以下	2.55%	1.25%	0.55%	0.75%
		9年超11年以下	2.55%	1.25%	0.45%	0.85%
		11年超12年以下	2.55%	1.25%	0.35%	0.95%
		12年超14年以下	2.55%	1.25%	0.25%	1.05%
		14年超15年以下	2.55%	1.25%	0.15%	1.15%
	共同利用施設・団体	農協融資	2.55%	1.25%	—	1.30%
		農林中金、銀行融資	1.70%	0.40%	—	1.30%
	国事業による利子助成は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(以下「利子助成金等交付事業実施要綱」という。)に定めるところにより、公益財団法人農林水産長期金融協会(以下「長期協会」という。)から認定農業者等に対して、毎年度国の予算の範囲内で助成されることを示す。(令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間に県の利子補給承認が行われた本資金)。					

資 金 名	原 資 金 名	一 貸 付 利 率	※市町村が利子補給を行う場合			
			利子補給率計			貸付利率
新規就農者等農地取得資金	農業近代化資金	1.30%	0.55%	県	市町村	0.75%
				0.275%	0.275%	
	農業近代化資金の利率改定に連動して改定する。 県の利子補給率は、市町村が利子補給する場合の上限を示す。なお、市町村により利子補給率は異なる。					

資 金 名			貸付 金利	金利負担軽減措置適用の場合※			
				国事業による 利子助成	利子助成率		
					県	市町村	計
(株)日本 政策金融 公庫資金	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	償還期限 7年以下	0.65%	0.65%	－	－	－
		7年超 9年以下	0.75%	0.75%	－	－	－
		9年超11年以下	0.85%	0.85%	－	－	－
		11年超12年以下	0.95%	0.95%	－	－	－
		12年超14年以下	1.05%	1.05%	－	－	－
		14年超16年以下	1.15%	1.15%	－	－	－
		16年超17年以下	1.25%	1.25%	－	－	－
		17年超25年以下	1.30%	1.30%	－	－	－
		国事業による利子助成は、利子助成金等交付事業実施要綱に定めるところにより、目標地図に位置付けられた者、実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者に対し、長期協会から 貸付当初5年間に限り、金利負担を軽減する措置が適用 されることを示す。 (令和6年4月1日から令和7年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。					
	農業改良資金		無利子		(株)日本 政策金融 公庫HP 参照		
	経営体育成強化資金						
	農林漁業セーフティネット資金						
農業基盤整備資金							
振興山村・過疎地域経営改善資金							
農林漁業施設資金(主務大臣施設資金)							
農林漁業施設資金(災害復旧施設)							
畜産経営環境調和推進資金							
中山間地域活性化資金							
農業経営改善促進資金			1.65%				

農業制度資金金利一覧表(R6.10.21改定)

資 金 名			基準金利	県利子補給率	国事業による利子助成	貸付利率
農業近代化資金	農業を営む者		2.45%	1.25%	—	1.20%
	認定農業者等の特例の適用を受ける利率	償還期限 5年以下	2.45%	1.25%	0.60%	0.60%
		5年超 8年以下	2.45%	1.25%	0.55%	0.65%
		8年超10年以下	2.45%	1.25%	0.45%	0.75%
		10年超12年以下	2.45%	1.25%	0.35%	0.85%
		12年超13年以下	2.45%	1.25%	0.25%	0.95%
		13年超15年以下	2.45%	1.25%	0.15%	1.05%
	共同利用施設・団体	農協融資	2.45%	1.25%	—	1.20%
		農林中金、銀行融資	1.75%	0.55%	—	1.20%
	国事業による利子助成は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(以下「利子助成金等交付事業実施要綱」という。)に定めるところにより、公益財団法人農林水産長期金融協会(以下「長期協会」という。)から認定農業者等に対して、毎年度国の予算の範囲内で助成されることを示す。(令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間に県の利子補給承認が行われた本資金)。					

資 金 名	原 資 金 名	一 貸 付 利 率	※市町村が利子補給を行う場合			
			利子補給率計			貸付利率
新規就農者等農地取得資金	農業近代化資金	1.20%	0.55%	県	市町村	0.65%
				0.275%	0.275%	
	農業近代化資金の利率改定に連動して改定する。 県の利子補給率は、市町村が利子補給する場合の上限を示す。なお、市町村により利子補給率は異なる。					

資 金 名			貸付 金利	金利負担軽減措置適用の場合※			
				国事業による 利子助成	利子助成率		
					県	市町村	計
(株)日本 政策金融 公庫資金	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	償還期限 5年以下	0.60%	0.60%	－	－	－
		5年超 8年以下	0.65%	0.65%	－	－	－
		8年超10年以下	0.75%	0.75%	－	－	－
		10年超12年以下	0.85%	0.85%	－	－	－
		12年超13年以下	0.95%	0.95%	－	－	－
		13年超15年以下	1.05%	1.05%	－	－	－
		15年超17年以下	1.15%	1.15%	－	－	－
		17年超25年以下	1.20%	1.20%	－	－	－
		国事業による利子助成は、利子助成金等交付事業実施要綱に定めるところにより、目標地図に位置付けられた者、実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者に対し、長期協会から 貸付当初5年間に限り、金利負担を軽減する措置が適用 されることを示す。 (令和6年4月1日から令和7年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。					
	農業改良資金		無利子				
	経営体育成強化資金		(株)日本 政策金融 公庫HP 参照				
農林漁業セーフティネット資金							
農業基盤整備資金							
振興山村・過疎地域経営改善資金							
農林漁業施設資金(主務大臣施設資金)							
農林漁業施設資金(災害復旧施設)							
畜産経営環境調和推進資金							
中山間地域活性化資金							
農業経営改善促進資金			1.65%				

農業制度資金金利一覧表(R6.11.18改定)

資 金 名			基準金利	県利子補給率	国事業による利子助成	貸付利率
農業近代化資金	農業を営む者		2.55%	1.25%	—	1.30%
	認定農業者等の特例の適用を受ける利率	償還期限 5年以下	2.55%	1.25%	0.65%	0.65%
		5年超 8年以下	2.55%	1.25%	0.55%	0.75%
		8年超10年以下	2.55%	1.25%	0.45%	0.85%
		10年超11年以下	2.55%	1.25%	0.35%	0.95%
		11年超13年以下	2.55%	1.25%	0.25%	1.05%
		13年超15年以下	2.55%	1.25%	0.15%	1.15%
	共同利用施設・団体	農協融資	2.55%	1.25%	—	1.30%
		農林中金、銀行融資	1.85%	0.55%	—	1.30%
	国事業による利子助成は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(以下「利子助成金等交付事業実施要綱」という。)に定めるところにより、公益財団法人農林水産長期金融協会(以下「長期協会」という。)から認定農業者等に対して、毎年度国の予算の範囲内で助成されることを示す。(令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間に県の利子補給承認が行われた本資金)。					

資 金 名	原 資 金 名	一 貸 付 利 率	※市町村が利子補給を行う場合			
			利子補給率計			貸付利率
新規就農者等農地取得資金	農業近代化資金	1.30%	0.55%	県	市町村	0.75%
				0.275%	0.275%	
	農業近代化資金の利率改定に連動して改定する。 県の利子補給率は、市町村が利子補給する場合の上限を示す。なお、市町村により利子補給率は異なる。					

資 金 名			貸付金利	金利負担軽減措置適用の場合※			
				国事業による利子助成	利子助成率		
					県	市町村	計
(株)日本政策金融公庫資金	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	償還期限 5年以下	0.65%	0.65%	－	－	－
		5年超 8年以下	0.75%	0.75%	－	－	－
		8年超10年以下	0.85%	0.85%	－	－	－
		10年超11年以下	0.95%	0.95%	－	－	－
		11年超13年以下	1.05%	1.05%	－	－	－
		13年超15年以下	1.15%	1.15%	－	－	－
		15年超16年以下	1.25%	1.25%	－	－	－
		16年超25年以下	1.30%	1.30%	－	－	－
	国事業による利子助成は、利子助成金等交付事業実施要綱に定めるところにより、目標地図に位置付けられた者、実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者に対し、長期協会から貸付当初5年間に限り、金利負担を軽減する措置が適用されることを示す。(令和6年4月1日から令和7年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。						
	農業改良資金		無利子				
	経営体育成強化資金		(株)日本政策金融公庫HP参照				
農林漁業セーフティネット資金							
農業基盤整備資金							
振興山村・過疎地域経営改善資金							
農林漁業施設資金(主務大臣施設資金)							
農林漁業施設資金(災害復旧施設)							
畜産経営環境調和推進資金							
中山間地域活性化資金							
農業経営改善促進資金			1.65%				

農業制度資金金利一覧表(R6.12.18改定)

資 金 名			基準金利	県利子補給率	国事業による利子助成	貸付利率
農業近代化資金	農業を営む者		2.65%	1.25%	—	1.40%
	認定農業者等の特例の適用を受ける利率	償還期限 7年以下	2.65%	1.25%	0.55%	0.85%
		7年超 9年以下	2.65%	1.25%	0.45%	0.95%
		9年超11年以下	2.65%	1.25%	0.35%	1.05%
		11年超13年以下	2.65%	1.25%	0.25%	1.15%
		13年超14年以下	2.65%	1.25%	0.15%	1.25%
		14年超15年以下	2.65%	1.25%	0.05%	1.35%
	共同利用施設・団体	農協融資	2.65%	1.25%	—	1.40%
		農林中金、銀行融資	1.90%	0.50%	—	1.40%
	国事業による利子助成は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(以下「利子助成金等交付事業実施要綱」という。)に定めるところにより、公益財団法人農林水産長期金融協会(以下「長期協会」という。)から認定農業者等に対して、毎年度国の予算の範囲内で助成されることを示す。(令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間に県の利子補給承認が行われた本資金)。					

資 金 名		一 貸 付 利 率	※市町村が利子補給を行う場合			
新規就農者等農 地取得資金	原 資 金 名		利子補給率計			貸付利率
	農業近代化資金	1.40%	0.55%	県	市町村	0.85%
				0.275%	0.275%	
			農業近代化資金の利率改定に連動して改定する。 県の利子補給率は、市町村が利子補給する場合の上限を示す。なお、市町村により利子補給率は異なる。			

資 金 名			貸付金利	金利負担軽減措置適用の場合※			
				国事業による利子助成	利子助成率		
					県	市町村	計
(株)日本政策金融公庫資金	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	償還期限 7年以下	0.85%	0.85%	－	－	－
		7年超 9年以下	0.95%	0.95%	－	－	－
		9年超11年以下	1.05%	1.05%	－	－	－
		11年超13年以下	1.15%	1.15%	－	－	－
		13年超14年以下	1.25%	1.25%	－	－	－
		14年超16年以下	1.35%	1.35%	－	－	－
		16年超25年以下	1.40%	1.40%	－	－	－
	国事業による利子助成は、利子助成金等交付事業実施要綱に定めるところにより、目標地図に位置付けられた者、実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者に対し、長期協会から貸付当初5年間に限り、金利負担を軽減する措置が適用されることを示す。(令和6年4月1日から令和7年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。						
	農業改良資金	無利子	(株)日本政策金融公庫HP参照				
	経営体育成強化資金						
	農林漁業セーフティネット資金						
農業基盤整備資金							
振興山村・過疎地域経営改善資金							
農林漁業施設資金(主務大臣施設資金)							
農林漁業施設資金(災害復旧施設)							
畜産経営環境調和推進資金							
中山間地域活性化資金							
農業経営改善促進資金			1.65%				

農業制度資金金利一覧表(R7.1.21改定)

資 金 名			基準金利	県利子補給率	国事業による利子助成	貸付利率
農業近代化資金	農業を営む者		2.65%	1.25%	—	1.40%
	認定農業者等の特例の適用を受ける利率	償還期限 7年以下	2.65%	1.25%	0.55%	0.85%
		7年超 9年以下	2.65%	1.25%	0.45%	0.95%
		9年超11年以下	2.65%	1.25%	0.35%	1.05%
		11年超13年以下	2.65%	1.25%	0.25%	1.15%
		13年超14年以下	2.65%	1.25%	0.15%	1.25%
		14年超15年以下	2.65%	1.25%	0.05%	1.35%
	共同利用施設・団体	農協融資	2.65%	1.25%	—	1.40%
		農林中金、銀行融資	2.00%	0.60%	—	1.40%
	国事業による利子助成は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(以下「利子助成金等交付事業実施要綱」という。)に定めるところにより、公益財団法人農林水産長期金融協会(以下「長期協会」という。)から認定農業者等に対して、毎年度国の予算の範囲内で助成されることを示す。(令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間に県の利子補給承認が行われた本資金)。					

資 金 名		一 貸 付 利 率	※市町村が利子補給を行う場合			
新規就農者等農 地取得資金	原 資 金 名		利子補給率計			貸付利率
	農業近代化資金	1.40%	0.55%	県	市町村	0.85%
				0.275%	0.275%	
			農業近代化資金の利率改定に連動して改定する。 県の利子補給率は、市町村が利子補給する場合の上限を示す。なお、市町村により利子補給率は異なる。			

資 金 名			貸付金利	金利負担軽減措置適用の場合※			
				国事業による利子助成	利子助成率		
					県	市町村	計
(株)日本政策金融公庫資金	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	償還期限 7年以下	0.85%	0.85%	－	－	－
		7年超 9年以下	0.95%	0.95%	－	－	－
		9年超11年以下	1.05%	1.05%	－	－	－
		11年超13年以下	1.15%	1.15%	－	－	－
		13年超14年以下	1.25%	1.25%	－	－	－
		14年超16年以下	1.35%	1.35%	－	－	－
		16年超25年以下	1.40%	1.40%	－	－	－
	国事業による利子助成は、利子助成金等交付事業実施要綱に定めるところにより、目標地図に位置付けられた者、実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者に対し、長期協会から貸付当初5年間に限り、金利負担を軽減する措置が適用されることを示す。(令和6年4月1日から令和7年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。						
	農業改良資金	無利子	(株)日本政策金融公庫HP参照				
	経営体育成強化資金						
農林漁業セーフティネット資金							
農業基盤整備資金							
振興山村・過疎地域経営改善資金							
農林漁業施設資金(主務大臣施設資金)							
農林漁業施設資金(災害復旧施設)							
畜産経営環境調和推進資金							
中山間地域活性化資金							
農業経営改善促進資金			1.65%				

農業制度資金金利一覧表(R7.2.20改定)

資 金 名			基準金利	県利子補給率	国事業による利子助成	貸付利率
農業近代化資金	農業を営む者		2.75%	1.25%	—	1.50%
	認定農業者等の特例の適用を受ける利率	償還期限 5年以下	2.75%	1.25%	0.55%	0.95%
		5年超 8年以下	2.75%	1.25%	0.45%	1.05%
		8年超10年以下	2.75%	1.25%	0.35%	1.15%
		10年超12年以下	2.75%	1.25%	0.25%	1.25%
		12年超14年以下	2.75%	1.25%	0.15%	1.35%
		14年超15年以下	2.75%	1.25%	0.05%	1.45%
	共同利用施設・団体	農協融資	2.75%	1.25%	—	1.50%
		農林中金、銀行融資	2.20%	0.70%	—	1.50%
	国事業による利子助成は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(以下「利子助成金等交付事業実施要綱」という。)に定めるところにより、公益財団法人農林水産長期金融協会(以下「長期協会」という。)から認定農業者等に対して、毎年度国の予算の範囲内で助成されることを示す。(令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間に県の利子補給承認が行われた本資金)。					

資 金 名	原 資 金 名	一 貸 付 利 率	※市町村が利子補給を行う場合			
			利子補給率計			貸付利率
新規就農者等農地取得資金	農業近代化資金	1.50%	0.55%	県	市町村	0.95%
				0.275%	0.275%	
	農業近代化資金の利率改定に連動して改定する。 県の利子補給率は、市町村が利子補給する場合の上限を示す。なお、市町村により利子補給率は異なる。					

資 金 名			貸付 金利	金利負担軽減措置適用の場合※			
				国事業による 利子助成	利子助成率		
					県	市町村	計
(株)日本 政策金融 公庫資金	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	償還期限 5年以下	0.95%	0.95%	－	－	－
		5年超 8年以下	1.05%	1.05%	－	－	－
		8年超10年以下	1.15%	1.15%	－	－	－
		10年超12年以下	1.25%	1.25%	－	－	－
		12年超14年以下	1.35%	1.35%	－	－	－
		14年超16年以下	1.45%	1.45%	－	－	－
		16年超25年以下	1.50%	1.50%	－	－	－
	国事業による利子助成は、利子助成金等交付事業実施要綱に定めるところにより、目標地図に位置付けられた者、実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者に対し、長期協会から貸付当初5年間に限り、金利負担を軽減する措置が適用されることを示す。 (令和6年4月1日から令和7年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。						
	農業改良資金		無利子		(株)日本 政策金融 公庫HP 参照		
	経営体育成強化資金						
	農林漁業セーフティネット資金						
農業基盤整備資金							
振興山村・過疎地域経営改善資金							
農林漁業施設資金(主務大臣施設資金)							
農林漁業施設資金(災害復旧施設)							
畜産経営環境調和推進資金							
中山間地域活性化資金							
農業経営改善促進資金			1.65%				

農業制度資金金利一覧表(R7.3.19改定)

資 金 名			基準金利	県利子補給率	国事業による利子助成	貸付利率
農業近代化資金	農業を営む者		2.95%	1.25%	—	1.70%
	認定農業者等の特例の適用を受ける利率	償還期限 6年以下	2.95%	1.25%	0.55%	1.15%
		6年超 8年以下	2.95%	1.25%	0.45%	1.25%
		8年超10年以下	2.95%	1.25%	0.35%	1.35%
		10年超12年以下	2.95%	1.25%	0.25%	1.45%
		12年超14年以下	2.95%	1.25%	0.15%	1.55%
		14年超15年以下	2.95%	1.25%	0.05%	1.65%
	共同利用施設・団体	農協融資	2.95%	1.25%	—	1.70%
		農林中金、銀行融資	2.35%	0.65%	—	1.70%
	国事業による利子助成は、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(以下「利子助成金等交付事業実施要綱」という。)に定めるところにより、公益財団法人農林水産長期金融協会(以下「長期協会」という。)から認定農業者等に対して、毎年度国の予算の範囲内で助成されることを示す。(令和6年4月1日～令和7年3月31日までの間に県の利子補給承認が行われた本資金)。					

資 金 名		一 貸 付 利 率	※市町村が利子補給を行う場合			
新規就農者等農 地取得資金	原 資 金 名		利子補給率計			貸付利率
	農業近代化資金	1.70%	0.55%	県	市町村	1.15%
				0.275%	0.275%	
農業近代化資金の利率改定に連動して改定する。 県の利子補給率は、市町村が利子補給する場合の上限を示す。なお、市町村により利子補給率は異なる。						

資 金 名			貸付金利	金利負担軽減措置適用の場合※			
				国事業による利子助成	利子助成率		
					県	市町村	計
(株)日本政策金融公庫資金	農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	償還期限 6年以下	1.15%	1.15%	－	－	－
		6年超 8年以下	1.25%	1.25%	－	－	－
		8年超10年以下	1.35%	1.35%	－	－	－
		10年超12年以下	1.45%	1.45%	－	－	－
		12年超14年以下	1.55%	1.55%	－	－	－
		14年超16年以下	1.65%	1.65%	－	－	－
		16年超25年以下	1.70%	1.70%	－	－	－
	国事業による利子助成は、利子助成金等交付事業実施要綱に定めるところにより、目標地図に位置付けられた者、実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者、農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者又は地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者に対し、長期協会から貸付当初5年間に限り、金利負担を軽減する措置が適用されることを示す。(令和6年4月1日から令和7年3月31日までに貸付決定が行われた本資金)。						
	農業改良資金		無利子		(株)日本政策金融公庫HP参照		
	経営体育成強化資金						
	農林漁業セーフティネット資金						
農業基盤整備資金							
振興山村・過疎地域経営改善資金							
農林漁業施設資金(主務大臣施設資金)							
農林漁業施設資金(災害復旧施設)							
畜産経営環境調和推進資金							
中山間地域活性化資金							
農業経営改善促進資金			1.65%				